

平成 29 年度

介護保険サービス事業者 集団指導 資料

特定（介護予防）福祉用具販売  
(介護予防) 福祉用具貸与

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

## 【介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

### ● 実地指導等における指摘事項等について

<p>【解説】</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならぬ。</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条で準用する基準第33条 販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条で準用する基準第33条</p>
<p>【事例】</p> <p>福祉用具専門相談員の配置が、配置基準である常勤換算2を満たしていないかった。</p>	<p>④ 福祉用具貸与計画書の作成について（貸与）</p>
<p>【解説】</p> <p>・福祉用具専門相談員は、サービス提供開始後であった。 ・既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ・居宅サービス計画書を受け取っていないかった。</p>	<p>【事例】</p> <p>・福祉用具専門相談員は、サービス提供開始後であった。 ・既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
<p>【解説】</p> <p>・事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条 販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第208条</p>
<p>【事例】</p> <p>※事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。</p>	<p>② 人権擁護推進員の配置について（貸与・販売）</p>
<p>【解説】</p> <p>人権擁護のための人権擁護推進員の任命が行われていなかった。</p>	<p>【事例】</p> <p>人権擁護推進員が中心となって行う人権擁護に関する研修を年1回以上必ず実施し、当該研修の内容を記録・保存しなければならない。</p>
<p>【解説】</p> <p>平成25年4月1日より県条例が施行され、各事業所において人権擁護推進員を配置し、人権擁護推進員が中心となって行う人権擁護に関する研修を年1回以上必ず実施し、当該研修の内容を記録・保存しなければならない。</p>	<p>【根拠法令】</p> <p>和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）第4条</p>
<p>【事例】</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があるが、書面で同意を得ていなかった。</p>	<p>③ 秘密保持について（貸与・販売）</p>

## 【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

### ●留意事項

① 福祉用具事業所の概要について			
	(介護予防) 福祉用具貸与	特定(介護予防) 福祉用具販売	
事業概要	<p>要介護者等が、福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るために機械訓練のための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具）を指定事業者から貸与された場合、利用料に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を購入費用から除いた額の相当額が償還払い支給される。</p> <p>【解説】</p> <p>軽度者に対して、貸与対象外種目に係る貸与費を算定する場合の当該確認に用いる書類について、サービス記録と併せて保存する必要がある。</p>	<p>要介護者等が、貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）を指定事業者から購入したときは、必要な書類（領収書、パンフレット等）を添えて、申請書（必要性の理由を記載）を提出することにより、実際の購入額に各利用者の介護保険負担割合証を乗じた額を購入費用から除いた額が償還払い支給される。</p> <p>【解説】</p> <p>軽度者に対して、貸与対象外種目に係る貸与費を算定する場合の当該確認に用いる書類について、サービス記録と併せて保存する必要がある。</p>	<p>○腰掛便座</p> <p>○自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>○入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内外のこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）</p> <p>○簡易浴槽</p> <p>○移動用リフトのつり具の部分</p> <p>☆車いす</p> <p>☆車いす付属品</p> <p>☆特殊寝台</p> <p>☆特殊寝台付属品</p> <p>☆床ずれ防止用具</p> <p>☆体位変換器</p> <p>○手すり</p> <p>○スロープ</p> <p>○歩行器</p> <p>○歩行補助つえ</p> <p>☆認知症老人徘徊感知器</p> <p>☆移動用リフト（つり具の部分を除く）</p> <p>☆自動排泄処理装置</p> <p>※☆の品目は、原則として軽度者（要支援1、2及び要介護1、自動排泄処理装置については要介護2、3）に対しては、保険給付の対象とならない。</p>
取扱種目			<p>福社用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、介護予防、介護給付別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み同一支給限度額管理期間内（4月</p>

## 【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

【根拠法令】 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第214条の2

### ⑥ 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費について（貸与）

【事例】 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくくい福祉用具に対しては、原則として算定することができない。しかしながら利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当するものについては要介護者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であるが、当該確認に用いる文章等の保存がなされなかつた。

### 【解説】

軽度者に対して、貸与対象外種目に係る貸与費を算定する場合の当該確認に用いる書類について、サービス記録と併せて保存する必要がある。

【根拠法令】 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年年3月1日老企第36号) 第2の9 (2)

### ⑦ 記録の整備（貸与・販売）について

【事例】 サービス提供日から5年が経過していないにも関わらず、廃棄した記録があつた。

### 【解説】

県条例では、提供した日から5年間記録を保存する必要がある。

### 【根拠法令】

貸与・販売：和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方針に関する基準等を定める条例第3条2  
2  
賃与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第204条の2  
2  
販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第215条

## 【介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

	<u>お倉わせて利用することとなる。</u>
	1日から3月31日の1年間)は、用金及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護・要支援状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。

- ② 複合的機能を有する福祉用具について  
2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。  
 ① それらの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。  
 ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。  
 ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合には、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

特に、③については、介護保険の給付対象となる福祉用具について。2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取扱うこととする。  
 具体的には、手すりの機能に加えて、福祉用具貸与等の品目対象外の階段のような段差消機能が一体的に備わっているケースが考えられる。このような福祉用具は、保険給付対象外とする。

### 【根拠法令】

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企第3-4号)

### ③ 利用料、販売費用の受領について

#### 【福祉用具貸与】

- ① 福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料(レンタル費用)に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない。(法令上認められた減免措置によらずに、事業者の判断で利用者負担を無料(免除)としたり、軽減したりすることはできない。)

- ② 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収書を発行しなければならない。  
 領収書においては、介護報酬自己負担額及びその他の費用(各費用ごとの額を区分して記載しなければならない。

## 【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

- ③ 利用者から受け取ることができる費用として、①で述べたサービス利用料(レンタル費用)に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額以外では次の費用のみ支払いを受けることができる。

項目	内容
通常の事業実施地域以外の交通費	通常の事業実施地域において指定福祉用具貸与・販売を行う場合の交通費(通常の事業実施地域を越えた地点から起算する。) ※ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供を算定する利用者については、請求できない。
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用	福祉用具の搬出入に通常必要となる人數以上の従事者やクレーン車が必要な場合の該当措置に要する費用 ※これらの場合については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならぬ。 ※③の費用を徵収することをあらかじめ運営規定に定めておく必要がある。

## 【特定福祉用具販売】

- ① 特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受ける。他に、【福祉用具貸与】の③に挙げた費用の支払いを受けることもできる。

- ② 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合には、次の事項を記載した書面を利用者に交付しなければならない。  
 ・事業所の名称、提供した福祉用具の種目・品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書  
 ・領収書  
 ・特定福祉用具の概要がわかるパンフレット等

- ④ 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について  
 福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に該額の規定を届け出ることにより(※)通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。  
 ※該当する減額取り扱いを行なう事業所においては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振発第0327号第3号)」の記載事項を十分に確認のうえ、事前に運営規定の変更届を提出すること。

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について(平成27年3月27日老振発第0327号第3号)」

## 1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

## 【介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

### 【（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

複数の福祉用具を貸与する場合は、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関する限り2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

#### 2 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又はすべての福祉用具を対象とすることができるところとする。  
例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。  
①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

#### 3 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。  
従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。  
なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めるることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

#### 4 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するところにより運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者に規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

#### 5 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A（vol.1.2）」（平成15年6月30日事務連絡）でお示している「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

### 【（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

#### 6 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合には、指定期間において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

#### 7 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

#### 8 その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定したくようご留意ください。

#### ⑤ 福祉用具貸与（販売）計画の作成について

※利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、利用者ごとの個別サービス計画の作成が義務付けられている。

※福祉用具貸与（販売）計画の様式は各事業所で任意に定めるもので差し支えない。  
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」等を適宜参考にすること。  
○福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

【平成24年4月報酬改定Q&A（vol.1）】

#### 【介護サービス（貸与、販売）】

① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、福祉用具販売（貸与）の利用があるときは、その計画と一体のものとして作成されなければならない。また、福祉用具貸与（販売）計画の作成にあたつては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者に交付しなければならない。

## 【介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

福祉用具貸与（販売）計画は、既に宅宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。  
② 福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。  
③ 福祉用具貸与（販売）計画はサービス提供の日から5年間保存（保存期限については条例による）しなければならない。  
④ 居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から福祉用具貸与（販売）計画の提供の求めがあつた際には、提供することに協力するよう努める。

### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第199条の2  
販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第214条の2

⑥ 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について

指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。  
福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行いうことが求められる。  
このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。  
【基準省令解釈通知第3-11-3-(5)】

### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第201条  
販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条により準用する基準第201条

⑦ 提供拒否の禁止について

（問）事業者は、サービス提供を拒否することができるか。

（回答）事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。  
事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならず、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできない。

## 【（介護予防）福祉用具貸与・特定（介護予防）福祉用具販売】

※正当な理由とは… ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利 用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合（遠隔地）、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合（倒産等）【基準省令解釈通知第3-2-3-(2)準用】

### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条により準用する基準第9条  
販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条により準用する基準第9条

⑧ サービス提供困難時の対応について

（問）サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か。

（回答）サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかににする必要がある。

① 当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡 ②他の指定福祉用具貸与・販売事業者等の紹介 ③その他の必要な措置

### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条により準用する基準第3-2-3-(2)準用  
販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条により準用する基準第10条

⑨ 秘密保持等について

① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。  
② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、事前に各人から文書による同意を得ておかなければならぬ。なお、この同意は、契約時に利用者・家族から包括的な同意を得ておくことでも足りる。

### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条により準用する基準第33条

## 【(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売】

販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条  
により準用する基準第33条

### ⑩ 事故発生時の対応について

#### (問) 事故発生時、どのような対応をする必要があるのか。

(回答)

- ① 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- ③ 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なわなければならない。
- ④ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。
- ⑤ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行なうため、損害賠償保険に入しておくか、または賠償資力を持つことが望ましい。
- ⑥ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

【基準令解釈通知第3-2-3-(24)準用】

#### 【根拠法令】

貸与：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第205条  
により準用する基準第37条

販売：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第216条  
により準用する基準第37条

事務連絡  
平成29年10月19日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課 (室)  
中核市  
御中

(問) 厚生労働省老健局高齢者支援課

介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の商品コードについて

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。  
標記においては、「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について」(平成29年8月25日老高発0825第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)において、平成29年10月の福祉用具貸与分(11月の介護給付費請求分)から、介護給付費明細書にT A I S コード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載することとし、具体的な商品ごとのコードについては、後日取りまとめの上、公表するとされていたところです。

今般、下記のとおり、商品ごとのコード一覧の掲載先等についてお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただくとともに、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

記

1 商品ごとのコード一覧の掲載先について  
商品ごとのコード一覧については、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載しています。

○掲載先 (公益財团法人テクノエイド協会ホームページ) (別紙参照)  
<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

福祉用具貸与事業者においては、平成29年10月の福祉用具貸与分(11月の介護給付費請求分)から、当該コードの記載が必要となりますので、遺漏なく

御対応いただきますようお願いします（今後、当該コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています。）。

なお、当該コードの記載に当たっては、誤りなく正確に記載いただくことはもとより、同一商品を複数貸与している場合も一つつ分けて記載いただく等といった点について、改めて留意いただきたいと思います。

- 2 平成29年10月1日以降に初めて貸与される新商品等の取扱いについて
- TAISコードを有していない商品については、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただいたところですが、同年10月1日以降に初めて貸与される新商品等については、次のいずれかの対応が必要となりますので、御留意いただきたいと思います。
- また、本内容については、管内の福祉用具貸与事業者等を通じ、福祉用具の製造事業者及び輸入事業者にも広く周知いただきますようお願いします。

(1) TAISコードの取得について

TAISコードについては、10月以降も随時申請の受付を行っていますので、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者において、TAISコードを取得される場合は、所定の手続を行っていただきますようお願いします。

福祉用具貸与事業者については、TAISコードを取得している商品か否かについて、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に御確認いただきほか、公益財団法人テクノエイド協会のホームページで御確認の上、介護給付費明細書に該当するTAISコードを記載いただきますようお願いします。

(2) 暫定的な商品コードの使用について

福祉用具貸与事業者において、上記TAISコードを取得していない商品を貸与する場合は、当面の間、暫定的な商品コードとして、「99999-999999」（左詰・半角）の使用を可能としますので、介護給付費明細書に当該コードを記載いただきますようお願いします。

なお、当該コードについては、あくまで暫定的なものであり、今後、改めてTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことを予定しているまでの、あらかじめ御了知いただきますようお願いします。

【厚生労働省担当】  
厚生労働省老健局 高齢者支援課  
福祉用具・住宅改修係  
電話：03-5253-1111（内3985）  
e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

【別紙】

○掲載先（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）  
<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

**公益財団法人テクノエイド協会**  
The Association for Technical AIDS

お問い合わせ用  
お問い合わせ用  
お問い合わせ用

お問い合わせ用  
お問い合わせ用  
お問い合わせ用

### お問い合わせ用 お問い合わせ用 お問い合わせ用

お問い合わせ用  
お問い合わせ用  
お問い合わせ用

お問い合わせ用  
お問い合わせ用  
お問い合わせ用

老商発 1019 第 1 号  
老商發 1019 第 1 号  
平成 29 年 10 月 19 日

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)  
老人保健課長  
(公印省略)

「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

今般、福祉用具貸与価格の全国的な状況を把握することに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知)を別紙のとおり改正し、平成 29 年 11 月 1 日(同年 10 月の福祉用具貸与分)から適用することとしたので通知する。

については、黄管内市区町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期したい。

- 貸出品ごとに、該貸出品の属性が何であるかを記載し、ホームページにおいて該貸出品の属性が何であるかを示す。
- 貸出開始ごとに、該貸出品の属性が何であるかを記載し、ホームページにおいて該貸出品の属性が何であるかを示す。

○ 介接給付費請求書等の記載要領について (平成13年11月16日老若3号厚生労働省医療局人保課長通知)

別紙

(変更点は下線部)

改正特  
改正特

(別記) 介接給付費請求書等における商品コード等の介接給付費明細書の記載について  
介接給付費明細書へ記載するコード等の記載について、企画財政局テクノイド協会が付して  
いるTAISコード又はJANコード等が記載されている場合は、テクノイド協会が付して  
いるTAISコード又はJANコード等を記載する。  
このコードを記載する場合においては、当該コードを記載して  
いた場合に付して、企画コード(5桁)又は商品コード(6桁)、  
又は商品コード(6桁)又は商品コード(5桁)、その間に企  
業コードと商品コードの間に「-」(破線)、  
(別記) ①同一商品を複数冊販売する場合、複数冊の販売額の合計を記載する  
こと。  
②同一商品を複数冊販売する場合、それぞれのサービス料金を記載す  
ること。

品名	区分	数量	単位	販売額	税額	小計	販売額	税額	小計
品名	区分	数量	単位	販売額	税額	小計	販売額	税額	小計
品名	区分	数量	単位	販売額	税額	小計	販売額	税額	小計
品名	区分	数量	単位	販売額	税額	小計	販売額	税額	小計
品名	区分	数量	単位	販売額	税額	小計	販売額	税額	小計

1. 企画) テクノイド協会が運営している企画費請求システムに登録さ  
れている割引について  
 (1) 面にテクノイド協会で付している番号の内、企画コード(5桁)及び  
商品コード(6桁)を記載すること。その間に企画コードと商品  
コードの間に「-」(破線)を記載すること。  
 (2) 2以上コードを記載する場合は、どの機器で購入済であるか  
あるかという欄からコードを記載すること。  
 2. JANコードを記載している商品については、JANコードを生産で記

いすれのコードも有していない商品に限り、次のヒヤリコードが記載を可 能とする。
① メーカーと商品名を記す(ヘンダチ文字)で記載し、その間に「-」 でつなぐこととすること。
② メーカーの名前については、株式会社等の会社名を記すことから 姓を除き、直に会社名を記す(ヘンダチ文字)で記載し、その間に「-」 でつなぐこととする。
③ メーカーの名前については、株式会社等の会社名を記すことから 姓を除き、アメカベンドメディカルのサービスコード等で記載 (例) アメカベンドメディカルサービスコード等 会社社会本部作成 株式会社等については、姓を直に記す(ヘンダチ文字)で記載 姓を直に記す(ヘンダチ文字)で記す(ヘンダチ文字)で記載 (例) 自然式並ナ アルミ封筒 ANMUSUH (例) LANコードは、「国コード」、「商品コード」、「商品アイ ドムコード」、「チェックシート」からなる簡易識別コードであるこ と。このコードは、店舗等で商品に印字されているバーコードの1 であること。
記載) 別紙
記載) 別紙

- 介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年11月16日老老発31号厚生労働省老人保健課長通知)(抜粋)

## (別記)

介護保険請求時用具貸与における商品コード等の  
介護給付費用細書の記載について

介護給付費用細書へ記載するコードについては、公益財団法人テクノエイド  
協会が付しているT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載す  
ること。

いずれのコードについても、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)(半  
角英数字)を左詰で記載すること(英字は大文字で記載すること)。その際に  
企業コードと商品コードの間に「-」(半角)でつなぐこと。

(例) 同一商品を複数貸与している場合は、給付費明細欄の行を分けて記載す  
ること。

介護保険請求時用具貸与における商品コード等の 介護給付費用細書の記載について									
品名	区分	単位	回数	サービス単位数	回数	サービス単位数	回数	サービス単位数	回数
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	1.0	1	1.0	1

(例) 付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載  
すること。

付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載 すること。									
品名	区分	単位	回数	サービス単位数	区分	単位	回数	サービス単位数	区分
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	0.3	3	0.9	0
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	0.4	3	1.2	1.0	0

付属品を併せて貸与している場合は、それぞれのサービス単位数を記載 すること。									
品名	区分	単位	回数	サービス単位数	区分	単位	回数	サービス単位数	区分
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	1	0.3	3	0.9	0
介護用車椅子	福祉用具貸与	台	1	1.0	0.4	3	1.2	1.0	0